

16 還付請求を行う場合について

◎ 還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合、記入例6のように事業を廃止した場合で還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 次のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
② 厚生労働省HP (右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。) からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
③ 労働局又は最寄りの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



記入例

還付金を振込む
金融機関名（金
融機関名は省略
しないで正確に）
及び支店名を記
入してください。
また、ゆうちょ銀行
への振り込みを希
望する場合も、この
欄に記入してくだ
さい。
なお、ネット銀行の
一部には振込が
出来ない場合があり
ます。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。
(指定できない郵便局もあります。)

口座の種別・口座の番号を記入してください。

ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、5桁の「記号」－8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

[illegible]

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

「9」を付けて、記入ください。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

種 別

31751

労働保険番号	都道府県	所管管轄 (1)	基 幹 番 号	枝 番 号	※修正項目番号	※漢字 修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関	金融機関名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい	種別	口座番号	※右詰で空白は0を記入して下さい
		1.普通 2.当座 3.通知 4.別段		
	支店名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい	ゆうちょ銀行記号番号	番号	※右詰で空白は0を記入して下さい
	※金融機関コード	※支店コード	フリガナ	
			口座 名義人	
郵便局	郵便局名称〈漢字〉 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい			
	区・市・郡〈漢字〉			

② 還 付 請 求 額 （注意）各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

労働保険料	(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額	一般拠出金	(ク) 納付した一般拠出金
	(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額		(ケ) 改定した一般拠出金
	(ウ) 差額		(コ) 差額
	(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額（詳細は以下③）		(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額（詳細は以下③）
	(オ) 労働保険料等に充当		(シ) 一般拠出金に充当
	(カ) 一般拠出金に充当		(ス) 労働保険料等に充当
	(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ)－(オ)－(カ)		(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ)－(シ)－(ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

充 当 先 事 業 の 労 働 保 険 番 号	労働保険料等の種別	充 当 額
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。（郵便番号 ー ） 電話（ ー ー 番 ）

年 月 日 住 所

事業主 名 称

氏 名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿

労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目（英数・カナ）

還付理由

還付金発生年度(元号:令和は9) ※徴定区分

※修正項目（漢字）

元号 ー 年 ー 月 ー 日

氏 名

電話番号

社会保険
労 務 士
記 載 欄

作成年月日・
提出代行者・
事務代理者の表示

（注意）

1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書をご提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。